

暴力団排除方策

～不当要求対応要領～

平素の準備

1 危機管理体制の構築

- 「不当要求に絶対応じない」という基本方針と姿勢を示し、毅然とした社風を構築

2 体制作り

- あらかじめ対応責任者、補助者等を指定
- 対応マニュアル、通報手順を定める

3 暴力団排除条項の導入

- 契約書や約款に暴力団排除条項を導入

4 警察、暴追センター、弁護士との連携

- 悩まず早期に相談を

基本的心構え

1 毅然とした態度

毅然した態度を堅持することが重要。

相手は脅しのプロだが、恐れず対応。

2 信念と気迫

強い信念と対決する強い気持ちを持ち、折衝に当たる。

3 冷静な対応

挑発に乗るな！挑発するな！

挑発して失言を誘ったり、言葉尻を捉えて糾弾、無理難題を押しつけてくる。また馬鹿にされたと感じ暴力行為に及ぶ可能性もあるので挑発は厳禁。冷静に対応することが重要。

不当要求对应 10 箇条

1 対応場所の選定

○暴力団の考え

「事務所に連れ込んだら、こっちのもんや。よそもんの目がないからな。」

× 相手の選定した場所

× 暴力団事務所

◎ 自社(所)応接室・小会議室等管理権の
及ぶ場所

→○受講修了書や暴排ポスターの掲示

→×湯茶の接待は居座りの容認

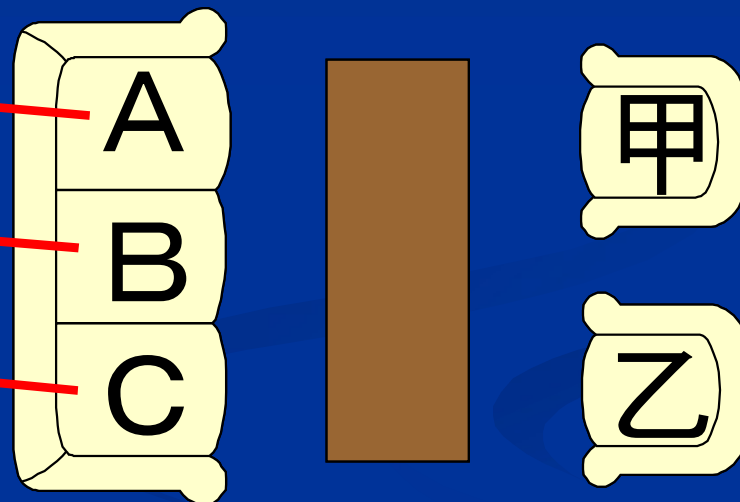
2 対応の人数

◎ 相手より1人でも多い人数

◎ 役割分担

- 記録担当
- 交渉担当
- 連絡担当

暴排ポスター
受講修了書 等を掲示



○暴力団の考え「よう
け出てきよった。この
会社は、担当者任せ
とちゃうな。」

3 トップは対応させない

- ◎ 組織の決定権を持つ者は即答を求められる
 - × 忙しい → 居座りや不誠実と攻撃
 - × 居留守 → わかると攻撃目標となる

応答例

- ・ この件は私が担当です。私が伺います。
- ・ 私が伺って上司に報告します。
- ・ 上司とお話ししても結論は同じです。

○暴力団の考え「その場で要求をのませるのがわしらの手やのに、冷静に考えられたらこまるんや。」

4 相手の確認

○暴力団の考え「名前も聞きよらん。だいぶびびっとるな。あと一押しや。」

- ◎ 氏名(フルネーム)・住所・所属団体・電話番号
- ◎ 相手の立場～本人か代理人か(委任状の有無)
- ◎ 年齢・人相・特徴・使用車両(ナンバー等)

応答例

- ・ ○○様のフルネームとご連絡先をお教えてください。
- ・ お名刺をいただけますか。
- ・ 私の所属, 氏名は、名札で明らかにしています。
→ 職名, 氏名をはっきり名乗り、身分を明らかに。
- ・ お教えできない方とお話することができません。



5 要件・要求の把握



◎ 目的は相手の口から言わせる。

◎ 要件に見合った対応時間の設定

→ 時間になったら明確に打ち切りの意思表示

応答例

- ・ ご要件は何でしょうか。ご要件がなければお引き取りください。
- ・ 「誠意をみせろ」→誠意とはどういう意味でしょうか。
→具体的にどうすればよいですが。
- ・ ○○時から会議があります。○○時までとさせていただきます。
- ・ お約束の時間が過ぎております。お引き取りください。

○暴力団の考え「誠意言うたら金のことやのに、金出せいうたらパクられるがな。」

6 即答や約束はしない

- ◎ 対応は組織的に行う。
- ◎ 相手はこちらの方針が固まらない間が勝負と考え、その場での回答を求めてくる。
- ◎ ミスにつけ込んだ抗議は、事実調査が必須

応答例

- ・ 事実を確認したうえで、回答します。
- ・ 事実を調査したうえでなければ、回答できません。
- ・ 責任ある回答をするには、組織としての意志決定が必要です。
- ・ 後日、弁護士を介して交渉させてもらいます。

○暴力団の考え「長引いたら、誰かに相談しよる。警察が出てきたら面倒や。」

7 妥協は禁物, 筋を通す

- ◎ 怖くても筋の通った対応
- ◎ 議論、論争は避ける
- × 落ち度が明確でない段階での謝罪発言
「申し訳ありません」
「以後気をつけます」



応答例

- ・あなたからのご要求には応じられません。お断りします。
- ・当方の方針として、お断り致します。

○暴力団の考え

「この会社には、うかつなことでけへん。」

8 書類作成・署名・押印は拒否

○暴力団の考え

「詫び状書かせたらこっちの勝ちや。」

- ◎ 「念書」「詫び状」は、強要されても決して書かない。
- ◎ 白紙や名刺に、署名や押印しない。
- ◎ 脅されて仕方なく作成したときは警察に届出

応答例

・ お申し出の件は、事実を調査(確認)して対応させて頂きますので、念書の作成はお断りします。



9 応対内容の記録化

◎ 面談や電話の内容の記録化は、不当要求の証拠として、民事訴訟・行政処分（中止命令）・刑事事件の立件等に不可欠

◎ 録音・録画・メモ

応答例

- ・ お話の内容を正しく上司に報告するために、録音させていただきます。
- ・ お話の内容と齟齬があるといけませんので、録音させていただきます。



○暴力団の考え「録音されたら、うかつなこといえん。カマシいれたら、サツにパクられる。」

10 警察・暴追センター・弁護士等専門 機関との連携と「法的措置」の検討

- 一人で悩む必要はない→勇気を出して相談
- 法的対抗手段の検討→水面下での交渉は危険
 - ア 刑事事件として処罰
暴行・傷害・脅迫罪・恐喝罪・不退去罪
 - イ 行政的対抗措置
中止命令・援助措置
 - ウ 民事的対抗措置
仮処分や民事裁判(相手にも立証義務)
- 証拠の重要性＝録音やメモ等が重要な証拠

○暴力団の考え「警察や弁護士は苦手や。この会社には、うかつなことではけん。」

通報報告制度

徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱(抜粋)

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が発注する建設工事等に係る競争入札の公正な執行と契約の適正な履行の確保を図るため、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱5条の規定により参加資格の認定を受けた者(有資格業者)に対し、一定期間、県が発注する建設工事等の契約に係るすべての競争入札の参加を停止する措置(入札参加資格停止)を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格停止)

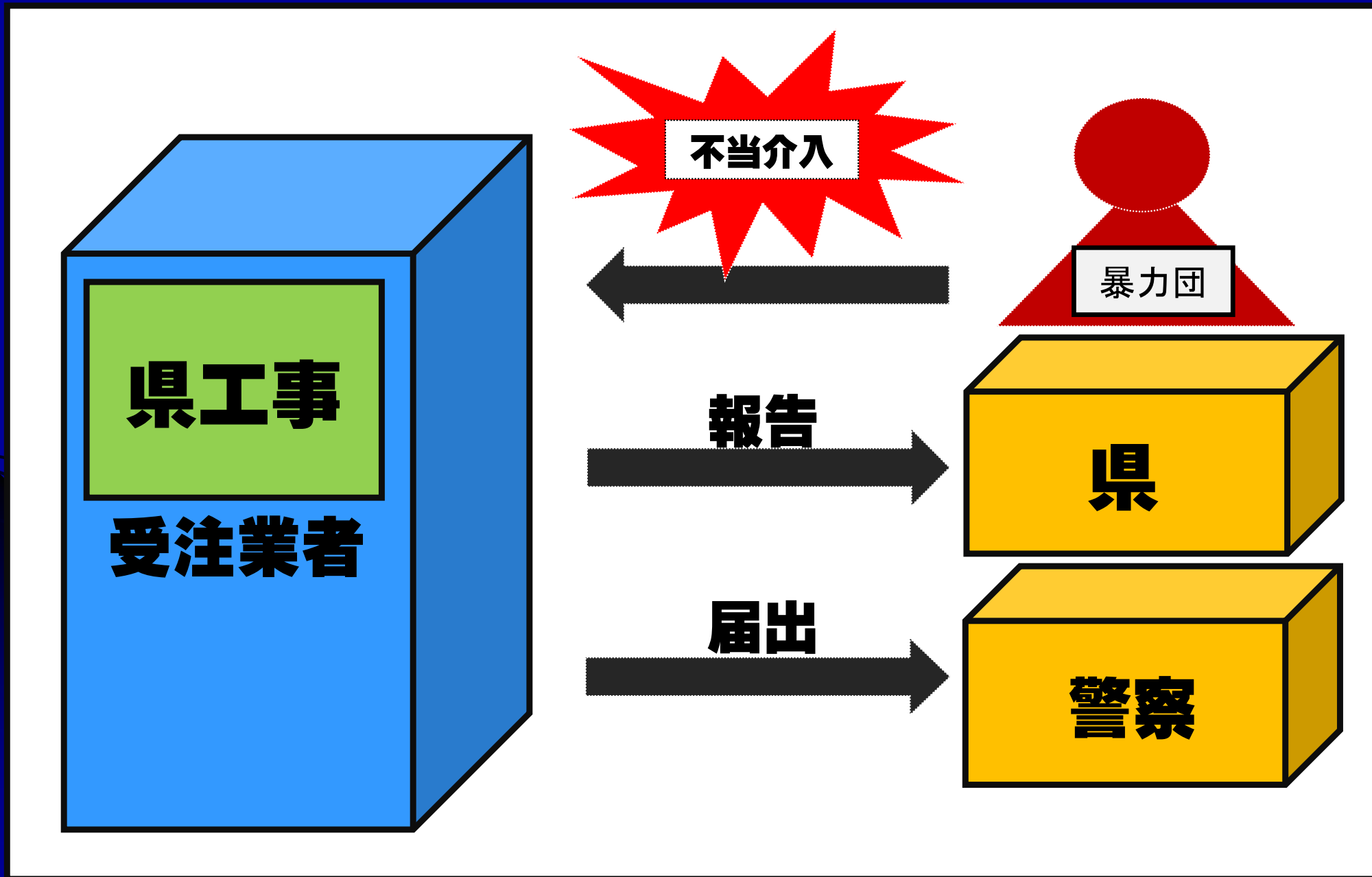
第2条 工事の発注部局の長は、有資格業者が、別表各号に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について入札参加資格停止を行うものとする。

【別表】

3 (県工事に係る契約違反等)

(2) 県が発注する建設工事において、暴力団等から不当介入を受けながら、県への報告及び警察への届出を怠ったとき。

通報報告制度



暴力団追放！「三ない運動+1」

暴力団を **利用しない**



全てを「金づるにする」
それが暴力団の姿勢です。